

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

徳島国民年金 事案500

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。ただし、当該期間のうち、昭和49年7月については厚生年金保険加入期間であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

昭和50年11月ごろ、私は夫と二人でA市区町村役場に出向き国民年金保険料の納付状況を確認した際、納め忘れの期間があることに気づき、結婚後の夫婦の未納期間のうち、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金加入手続時の状況（加入時期・場所、市区町村役場担当者とのやりとり等）に係る申立人の記憶は、鮮明かつ具体的であり、基本的に信用できる。

また、夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月17日から同年12月18日の間に夫婦連番で払い出されたものと推認できることから、当該時点では申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、当時、A市区町村では、過年度保険料に係る納付書（様式）を備え付けていたとしており、申立人の保険料納付方法に係る主張に矛盾は無い。

さらに、夫婦は申立期間直後の昭和50年4月から53年7月までの国民年金保険料をすべて同一年月日に納付していることが確認でき、夫婦一緒に納付したとする申立人の主張にも不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、当該期間のうち、昭和49年7月については、厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

徳島国民年金 事案501

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年3月まで
母親が国民年金への加入手続を行い、以後の保険料は集金人を通じて納めていたと聞いている。未納とされていることに納得できないので調査の上、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする母親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、45年3月以前の期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、特例納付及び過年度納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、A市区町村が保管する申立人の居住地区に係る年金収納台帳（昭和40年度から45年度までの分、及び47年度分）において、申立人の父母の氏名は登載されているものの、申立人の氏名は登載されていないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案502

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成3年3月まで
申立期間当時、私はA都道府県の大学に通っていたが、父親がB市区町村役場において、私の国民年金加入手続を行ってくれた。
申立期間に係る国民年金保険料については、毎月、私が郵便局で納付していた。
未納（未加入）とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る国民年金加入手続に関与しておらず、当該手続を行ったとする申立人の父親も既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金加入状況は不明である。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成3年4月1日（強制）であることが確認できるとともに、同日より前の期間については、学生の国民年金への加入は任意であったところ、申立人は、「申立期間当時、私は大学生であった。」と供述していることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間として取り扱われていたものと推認できる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間前の昭和58年7月18日から平成2年4月12日までB市区町村に、同日から申立期間後の18年2月6日まではC市区町村に住居登録していたことが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は3年4月以降にC市区町村で払い出されている上、両市区町村において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、毎月、納期

限を守り、納付書を用いて郵便局で納付していた。」と供述しているところ、B市区町村への照会結果により、申立期間当時、同市区町村の納付書では郵便局で国民年金保険料を納付することができなかったことが確認できることから、申立人の供述に不自然さがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案503

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成元年9月まで
A社を退職してから、B社へ入社するまでの間、国民年金に加入して納税組合を通じて国民年金保険料を納付した。調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A社を退職して3か月ぐらいして納税組合を通じて納付した。」と主張しているところ、国民年金被保険者台帳、B市区町村が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにおいても、国民年金の資格喪失年月日は、A社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日である昭和56年2月2日となっており、その後の国民年金の資格取得・喪失に関する形跡は無いことから、申立期間は未加入期間として取り扱われていたものと推認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間について、当該事業所を退職後、国民年金の加入手続を行ったことはないと述べている上、保険料の納付金額等についての記憶も曖昧であるなど、ほかに国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月1日から50年4月1日まで
② 昭和51年4月1日から52年3月26日まで

申立期間①については、A事業所B課において、指導員として勤務しており、申立期間②については、C市区町村立D学校において勤務し、教育業務に従事していた。

A事業所から交付された辞令書等も残っており、勤務していたことは間違いのないため、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された辞令書及び教育業務委託契約書並びに申立事業所への照会結果から、申立人が、申立期間①を含む昭和48年6月から51年3月31日までの期間についてA事業所B課に指導員（非常勤職員）として、申立期間②についてC市区町村立D学校に助教諭としてそれぞれ勤務していたことは確認できる。

2 申立期間①については、申立事業所から提出された職員録（昭和48年度及び49年度）において、指導員として氏名が確認できる5人（申立人を含む）すべてについて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同職員録（昭和50年度）においても、指導員として氏名が確認できる3人（申立人を除く）のうち一人に厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、別の一人から「厚生年金保険に加入するか希望を聞かれた。」旨供述を得ていることから判断すると、申立期間①当時、申立事業所に指導員として勤務していたすべての職員が必ずしも厚生年金保険に加入していた

とは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所に照会しても、申立期間①当時の資料は保管されていないため、指導員に係る厚生年金保険の加入等に係る取扱い及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

3 申立期間②については、申立事業所は、「申立人は、C市区町村と業務委託契約を締結してC市区町村立D学校に勤務しており、申立人と同市との間に雇用関係は無い。また、業務委託契約の受託者は、現在も厚生年金保険の加入対象としていないため、申立期間②当時も同様の取扱いであったと思われる。」と供述しているところ、前記の職員録（昭和51年度）において、申立人と同様、C市区町村立D学校において助教諭として勤務していた同僚について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

4 A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和47年4月1日から52年4月1日までの期間において、申立人の氏名等が確認できるのは、50年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51年4月1日に同資格を喪失している記録のみであり、当該被保険者記録は、オンラインに収録されている記録と一致している上、ほかに申立人の氏名等は確認できず、健康保険番号に欠番も無い。

また、両申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、同僚から両申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

5 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から51年2月まで
昭和45年5月ごろ、A市区町村にあったB社に就職し、申立期間当時、溶接工として勤務していた。
当該事業所で、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するB社の所在地において現地調査を行った結果、申立事業所は現存していなかったが、周辺住民の供述等から、申立期間当時、申立事業所が実在していたことが推認できるとともに、申立人の具体的な供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所原簿において、申立期間を含めて、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所の所在地を管轄するC法務局が保管する法人登記簿において、申立事業所名の事業所は確認できない上、申立人が記憶する当時の事業主の所在等も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していたとする同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認できる同僚の供述も得られない。

加えて、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。